

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例3 「SNS等による児童生徒との不適切なやり取り」(①通常版)

<事例>

中学校勤務のA教諭は、今年10月下旬に、勤務する学校の生徒Bに対して、無料通話アプリのチャット機能を通じて、「好きだ」、「かわいい」、「会いたい」などの不適切な文言や自らの下半身を写した画像などを送信した。悩んでいる生徒Bの異変に気付いた友人が、生徒Bから事情を聞き出し、他の教員へ相談して事案が発覚した。

校長が確認したところ、A教諭は、今年6月下旬頃、生徒Bから部活動の相談を受け、夏休みに入っても相談できるようにと、自分のIDを生徒Bに伝え、通話アプリでやり取りをするようになった。夏休み後は、勤務時間中にも、周りで起きている出来事等を生徒Bに送信していた。やり取りをするうちに、不適切な文言や画像を送るに至った。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 被害生徒は、どのような気持ちでしょうか。

質問3 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問4 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問5 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問7 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例3 「SNS等による児童生徒との不適切なやり取り」(②短時間版)

<事例>

中学校勤務のA教諭は、今年10月下旬に、勤務する学校の生徒Bに対して、無料通話アプリのチャット機能を通じて、「好きだ」、「かわいい」、「会いたい」などの不適切な文言や自らの下半身を写した画像などを送信した。悩んでいる生徒Bの異変に気付いた友人が、生徒Bから事情を聞き出し、他の教員へ相談して事案が発覚した。

校長が確認したところ、A教諭は、今年6月下旬頃、生徒Bから部活動の相談を受け、夏休みに入っても相談できるようにと、自分のIDを生徒Bに伝え、通話アプリでやり取りをするようになった。夏休み後は、勤務時間中にも、周りで起きている出来事等を生徒Bに送信していた。やり取りをするうちに、不適切な文言や画像を送るに至った。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例3 「SNS等による児童生徒との不適切なやり取り」

1 事例の問題点

- ・ 生徒とSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のやり取りができるようID（アカウント）を教職員自ら伝えていること。
- ・ 禁じられているにもかかわらず、生徒と私的な内容について、電子メールやSNSを使ってやり取りをしていること。
- ・ 電子メールやSNS等は、その利便性などから、安易な考えで児童生徒とやり取りすることができるが、それが取り返しのつかない性暴力やセクシュアル・ハラスメント等の重大な結果を招くことを予見できていないこと。
- ・ 勤務時間中に、SNS等の私的なやり取りを行うことは、職務専念義務違反に抵触すること、職務上知り得た情報をSNS等に掲載することは、守秘義務違反に抵触することについて十分に理解していないこと。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）」より

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒性暴力等、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント、児童生徒に対する有害な行為		
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給 又は戒告
3	所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や電子メールによるやり取りを行った教職員	戒告

2. 児童生徒等の定義

「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する児童生徒等をいう。

3. わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの定義

①（略）

②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒等又は同僚教職員等の者を不快に

させる性的な言動等であって、児童生徒性暴力等又はわいせつ行為に該当しないものをいう。

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

3 発生後の対応

対応にあたっては、被害者のプライバシーに最大限配慮すること。

【管理職等】

- ・ 事実の確認(※1・2)、整理

※1) 被害児童生徒への最小限の聴き取り（児童生徒と信頼関係のある教職員で行う）

※2) 詳細な聴き取りは司法面接で行う（教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等を行わない。）

※1・2 は児童生徒からの相談への対応の場合も同様。対応の詳細は、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」（令和6年7月改訂 島根県教育委員会）を参照のこと。

- ・ 対応方針の決定・指示
- ・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議）
- ・ 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）
- ・ 加害教職員を隔離し事実確認、その後自宅待機の指示（※被害者と直ちに引き離す）
- ・ 被害者への謝罪と今後の対応説明
- ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報
- ・ 事故報告書を作成し、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応
- ・ 緊急カウンセラー派遣要請
- ・ 報道機関への対応
- ・ （必要に応じて）全校集会、保護者会
- ・ 再発防止策の検討、実施

※ 被害者の同意のもとに実施

【教職員】

- ・ 加害教員に関係する児童生徒の心のケア

4 防止のためのチェックポイント

- ☐ 学校では、児童生徒や保護者への連絡方法について、校内規程や手続き等の運用が定められ、教職員に示されていますか。また、周知徹底が図られていますか。
- ☐ 教職員は、児童生徒に対して、電子メール・SNSによる私的なやり取りを行わないことについて厳守していますか。
- ☐ 教職員は、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレス、アカウント等を取得しないことについて厳守していますか。
- ☐ 学校では、勤務時間中における教職員が所有するスマートフォンや携帯電話、タブレットについて、学校内での取扱いのルールが決められていますか。
- ☐ 学校は、児童生徒や保護者に対して、教職員が電子メールやSNSを使って、児童生徒に私的なやり取りを行うことは禁じられていることや、部活動などでやむを得ず使用する場合、学校のルールに従って所定の手続きを行う必要があることなどについて、周知していますか。

5 関係法令、通知等（概要）

◎「教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について（通知）」（平成27年11月27日付け島教企第694号）

◎「刑法」 参考：法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A（令和5年7月）」
第182条（16歳未満の者に対する面会要求等の罪）（新設）

…16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合（※）、面会要求等の罪が成立

（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

(1) わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること…1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金

① 威迫、偽計又は誘惑-----例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う

② 拒まれたのに反復-----例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する

③ 利益供与又はその申込みや約束-例：金銭や物を与える、その約束をする

(2) (1)の結果、わいせつの目的で会うこと…2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

(3) 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること…1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

◎「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

◎「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて＜島根県教育委員会の総合対策＞」（令和5年12月策定 島根県教育委員会）

6 類似事例

- 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。

研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例1：児童生徒とのSNSでの私的なやり取り）

中学校に勤める30代のA教諭は、自身が務める中学校の生徒Bに対し、6月下旬ごろから、交流サイトアプリのダイレクトメッセージ機能を使って、個人的なメッセージを送るようになった。12月下旬までに、少なくとも490回送信したが、このうち194回については、「エッチしたい」「好きです、付き合って」など、性行為を求めたり、恋愛感情を伝えたりする不適切な内容であったことが確認された。

警察から教育委員会に対し「教員と生徒のSNSのやりとりが県の条例違反にあたる可能性があるので捜査に入る」と連絡があり、発覚した。A教諭は今年2月、県の青少年健全育成条例違反の疑いで書類送検された。教育委員会の聞き取りに対し、A教諭は「生徒Bに好意があって個人的につながりたかった」などと話している。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例2：児童生徒とのSNSでの私的なやり取り）

高等学校に勤務するA教諭は、前年の3月、担任をしていた1年のクラスの生徒Bが転校することになり、SNSでやり取りをするようになった。A教諭から「自撮りの写真を送ってほしい」「好き、愛している」といったメッセージを送るようになった。

学校が事実をA教諭や生徒Bから事実を確認したところ、メッセージや通話のやりとりは、転校後を含め約1年間で2千回以上、行われていることが分かった。好意を抱くようになり、「会いたい」「かわいい」などのメッセージを送り、食事やカラオケにも2人で行ったという。A教諭は、教育委員会に対して、「悩み事の相談にのってあげようと思った。私的なやりとりは、ばれなければいいと思った」と話した。

〈例：停職〉

（類似事例3：所定の手続きによらない児童生徒へのSNS等連絡）

中学校に勤務するA教諭は、〇〇〇クラブの担当をしていた。A教諭は、クラブに所属する生徒Bに対し、未提出だったクラブの集金について連絡するため、クラブの他の生徒に生徒Bの携帯電話番号を聞いて、自身のスマートフォンから生徒Bの携帯電話にショートメールを送った。A教諭から直接ショートメールで連絡があったことを不審に思った生徒Bが保護者に相談、保護者が学校に連絡し発覚した。

A教諭は、教育委員会の聴取の際に、「年度初めに、校長から、SNSでの私的な連絡は禁止であること、やむを得ない場合には管理職の許可を得て学校で決められた方法で連絡することについては指導を受けていた。学校で決められた方法では生徒Bに伝わらないと思い、やってしまった。反省している」と話した。

〈例：戒告〉